

建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き に関するガイドライン

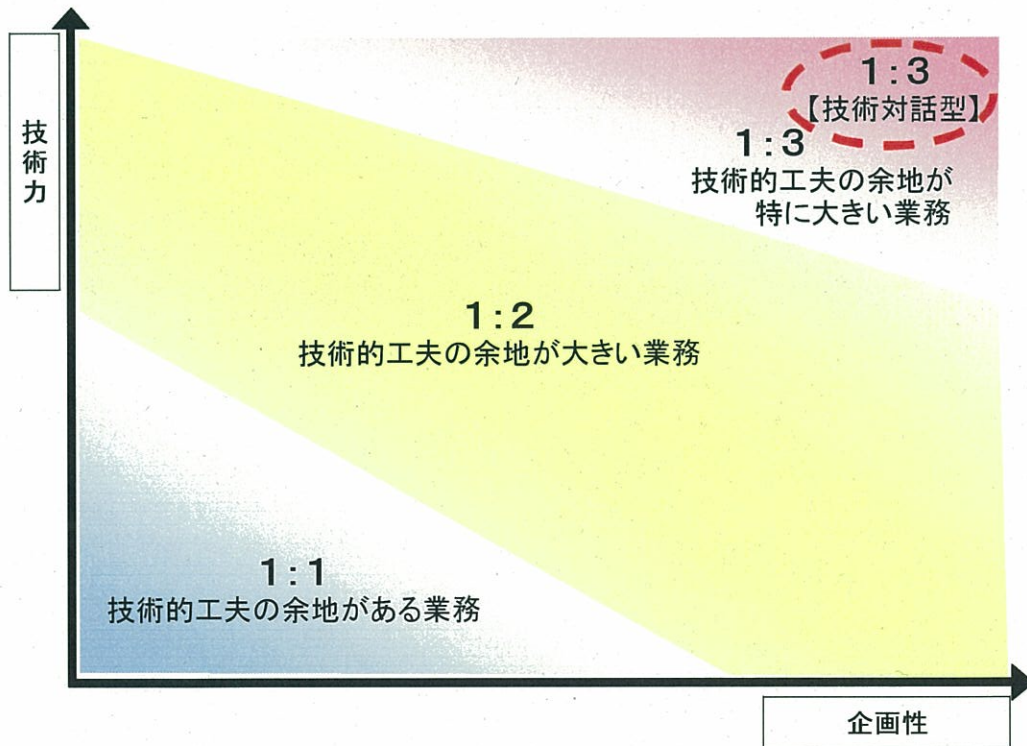
<土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務>

平成 2 1 年 4 月 <平成21年10月21日改正>
中部地方整備局

(2) 総合評価落札方式による発注業務のイメージ

総合評価落札方式のタイプにおける価格点と技術点の比率の考え方				
業務タイプ		業務イメージ		対象業務
総合評価落札方式	技術対話型	技術的工夫が特に大きい業務	仕様の一部または全部を修正する業務	基本的な仕様が確定している業務 但し、業務内容の1/2以上について見積を求める場合はプロポーザル方式も含めて検討する。 ・一般的な手法により設計の基本的な与条件(形式、工法等)の検討を行う業務 ・道路予備(詳細)設計 ・橋梁予備設計 等 ・下記の1:2業務の高度なもの
	1:3		業務の難易度が高く、専門的な知識の拘束力・応用力に関する技術評価が特に重要な業務	
	1:2	技術的工夫の余地が大きい業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫に加え、専門的な知識や構想力・応用力を評価テーマとして評価することで質の高い成果が期待できる業務	・発注者支援業務 ・与えられた与条件に基づき、一般的な手法による構造物等の設計を行う業務 ・下記の1:1業務の高度なもの
	1:1	技術的工夫の余地がある業務	業務の実施手順や実施体制等の工夫により、成果の品質や作業の安全性等の向上が期待できる業務	・定期点検、緊急点検 ・地盤環境(土壌・地下水等)調査 ・トンネル水文・水質観測調査 ・地質調査 ・測量

総合評価落札方式のタイプイメージ



者の経歴等から明らかに不合理でない限りは認めること。(但し、この場合、経歴について証明がなされていなければならない。)

- ・ なお、応募要件の時点で実績として認めた場合であっても、特定時のヒアリングにおいて、当該業務実績に主体的に関わっているか等について確認を行い、実績として認められない場合は、企画提案書を特定しないこと。
- ・ 業務実績は、1件以上の実績を応募要件として設定するが、特定要件として業務実績の評価を行うため、3件の実績の提出を求めること。

3) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を応募要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

イ) 業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

本要件は、応募要件に設定する。特定要件には設定しない。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 難度が高い詳細設計業務等のように照査が特に重要な業務については、照査技術者に対し、応募要件を設定することができる。
- ・ 大規模な業務（1億円以上）等については、金額又は件数を適宜、変更し設定することができる。

5) 業務拠点に関する要件

次に該当する場合は、競争参加資格要件として設定することが出来る。

ア) 業務執行上等の理由から品質向上等に寄与することが想定され、本要件を含め競争参加資格要件を満たす者が一定数以上確保できる場合

イ) 本要件以外の競争参加資格要件を著しく多数の者が満たすことが想定される場合

<1 : 1 ~ 1 : 2 の場合>

① ○○県内（又は○○事務所管内）に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

なお、地域を限定することができない場合は次の事項とする。

①' 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

<1 : 3 の場合>

① 中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

※ 営業拠点等とは、中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

なお、特に地域を限定することが必要な場合は次の事項とする。

①' ○○県内に営業拠点等を有するものでなければならない。

本要件は、業務実施の確実性を高め、業務成果の品質向上を図るため、競争参加資格要件に設定する。原則として技術点評価は行わない。

営業拠点等とは技術者が1名以上常駐する拠点であり、業務の内容に応じて、次のいずれかによる。

ア) 本店、支店又は営業所等

イ) 本店又は支店等

ウ) 本店等

エ) 本業務の配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行っているところ

※等とは本社や事務所等本店や支店と同様の機能を有する拠点をいう。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 応募要件を満たす者が一定数（30者）以上、確保できる場合は、県内又は事務所管内に本店等を有する者と~~すること~~しても良い。
- ・ 応募要件として設定する際は、所在地及び営業拠点等の設定根拠を整理する

3) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を競争参加資格要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

イ) 業務内容が、過去に例の少ないもの等の理由により、適切な同種又は類似業務が設定出来ない場合。

本要件は、競争参加資格要件のみに設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 難度が高い詳細設計業務等のように照査が特に重要な業務については、照査技術者に対し、競争参加資格要件を設定することができる。
- ・ 大規模な業務（1億円以上）等については、金額又は件数を適宜、変更し設定することができる。

4) 恒常的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の競争参加資格要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

- ① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

本要件は、競争参加資格要件のみに設定する。

4) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を競争参加資格要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

本要件は、応募要件として設定する。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 根拠が明確に出来る場合は、金額又は件数について変更し設定することができる。

5) 恒常的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の競争参加資格要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を競争参加資格要件として設定することができる。

- ① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

本要件は、競争参加資格要件のみに設定する。

6) 配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、競争参加資格要件として設定する。

4) 手持ち業務量に関する要件

原則として、次の事項を応募要件として設定する。

- ① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者としての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、管理技術者として予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計は2億円未満、件数は5件未満とする。

ただし、次の場合は、手持ち業務量を応募要件として設定しないことができる。

ア) 小規模業務（5百万円以下程度）の場合。

<設定にあたっての留意点>

- ・ 根拠が明確に出来る場合は、金額又は件数について変更し設定することができる。

5) 恒常的な雇用関係に関する要件

業務特性等から、雇用関係にないものが管理技術者となる可能性が懸念される場合、又は中立・公正性や守秘性等の応募要件を求め業務の履行体制等が品質に大きく寄与する業務については、次の事項を応募要件として設定することができる。

- ① 本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

本要件は、応募要件のみに設定する。

5) 配置予定技術者に関するその他の要件

業務の内容に応じて、業務実施上から真に必要な場合、適宜、応募要件として設定する。

Ⅶ 低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

1. 低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格は、予定価格が1千万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法は、次のとおりとする。

調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8

2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が次の(1)から(4)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け

~~低入札業務については、以下のいずれかを選択することを義務付け~~

- ~~①「配置予定業務管理者と同等の能力と経験を有し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の担当技術者を配置」~~
- ~~②「過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務管理者を配置」~~
- ~~③「当該業務の照査等に加え、発注者の承認を得た第三者による照査等を受注者の負担において実施」~~
- ~~④「代表者の品質証明書を提出」することを義務づけ。~~

低入札業務については、以下の対策をすべて実施することを義務付け

- ①「配置予定業務管理者と同等の能力及び経験を有し、かつ過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有する

技術者を配置予定業務管理者とは別に担当技術者（以下、「増員担当技術者」という）として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と同席出席させる。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。」

②「配置予定業務管理者の手持ち業務量を制限する。」

③「該当業務の契約書に記載される受注者の代表者の直筆署名による品質証明書を提出させる。」

（２）再委託の上限を規定

低入札業務については、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額を業務委託料の3分の1以内とし、低入札価格調査時において確認。これを超える場合は無効として取り扱う（第三者照査は除く）。

（３）業務打合せの厳格化

低入札業務については、業務実施上必要となる全ての打合せに契約図書等に基づく受注業務の業務管理者と増員担当技術者の出席を義務付け。

（４）履行確認の厳格化

低入札業務については、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行い、その結果を成績評定に反映。

<具体的な方法>

業務計画書に記載されている業務工程における業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員が業務の履行状況を確認し、予定工程と比べて遅れがある場合や適切に業務の履行ができていない場合は、その段階毎に減点として扱い、その減点の合計を成績評定に反映させる。

履行確認時の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ・ 履行確認時に確認すべき点について、業務に応じてチェック項目を作成し、チェック項目に該当しない場合は減点なし（0点）、チェック項目に該当する場合は減点（チェック項目1つにつき、1点減点）するものとする。
- ・ チェック項目は、主要な区切り毎に作成するものとし、予定工期と比べて遅れがある、照査内容があいまい、検討事項に対してミスや手戻りが多い等、個々の業務内容に応じて適宜設定するものとする。
- ・ 業務履行中の減点の合計は、最大15点とする。

3. 入札（業務）説明書、指名通知書、現場説明書（以下「入札説明書等」という。）及び特記仕様書への記載例

入札説明書等及び特記仕様書に以下を参考に記載すること。

（１）入札（業務）説明書の「配置予定技術者に対する要件」のうち、配置予定業務管理者の手持ち業務量に関する要件を示す部分に以下の文を記載。

（入札説明書（業務説明書）への記載事項）

配置予定業務管理者の手持ち業務に関する要件

1) 本業務の入札公告（公示）日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、本業務の入札公告（公示）日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは業務管理者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が1) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置業務管理者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定業務管理者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定業務管理者の経歴等」及び「予定業務管理者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去5年以内の同種業務で業務成績が75点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

~~低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について次のとおり、入札説明書に記載するものとする。~~

(2) 入札説明書の「~~低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務~~」を示す部分に以下の文を記載。

(入札説明書への記載事項)

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から~~(3)~~(4)について実施するものとする。

~~(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等~~

~~配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次の①から④のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。~~

~~なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。~~

~~① 本業務の配置予定業務管理者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。~~

~~② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において業務管理者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。~~

~~③ 受注者が行う当該業務の照査等に加え、第三者による照査等を受注者の負担において実施する。~~

~~照査等を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。~~

~~1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。~~

~~2) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。~~

~~3) 中部地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。~~

~~4) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者(元請・下請、照査受注も含む)であること。~~

~~5) 第三者による照査等を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。~~

~~なお、第三者による照査等にかかる再委託については、〇〇契約書第〇条に定める主たる部分に該当しないものとする。~~

~~また、成果物にかしがあった場合において、〇〇契約書第〇条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による照査等を実施した者が責任を負うものではない。~~

~~④ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任~~

~~において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。
なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。
また、損害補填の期間は、本業務に係る工事の完成までとする。~~

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定業務管理者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務における業務管理者の経験を有する技術者を、配置予定業務管理者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置業務管理者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ② 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - 1) 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - 2) 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
 - 3) 当該配置業務管理者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
 - 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、〇〇〇〇までとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに業務管理者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

- (3) 入札（業務）説明書の「競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項」中「配置予定管理技術者の経歴等」に関する部分に以下の文を追記。

(入札（業務）説明書への記載事項)

配置予定管理技術者の経歴等

- ・手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。

- (4) 指名競争入札方式の場合、上記3.(1)及び(2)の内容は、指名通知書、現場説明書に記載することとする。

- (5) ~~また、次のとおり、~~特記仕様書に次の通り記載するものとする。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 打合せ

共仕第〇〇条の業務の区切りは下記のとおりとし・・・・とする。

なお、本業務を予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合については、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するものとする。

ただし、全ての打合せに業務管理者及び低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務により増員された担当技術者が出席するために要する費用は受注者による負担とし、契約変更の対象としない。

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査(監督)員による履行確認を行うものとする。

第〇条 配置業務管理者の手持ち業務量の制限

- (1) 本業務に配置する業務管理者は、本業務の入札公告(公示)日現在、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者でなければならない。

ただし、本業務の入札公告(公示)日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、全ての手持ち業務とは業務管理者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- (2) 本業務の履行期間中は配置業務管理者の手持ち業務量が(1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を

報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置業務管理者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置業務管理者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置業務管理者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置業務管理者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定業務管理者の手持ち業務量の制限を超えない者共仕第〇〇条の業務の区切りは下記のとおりとし・・・・と
する。

<留意事項>

- ・ 業務管理者に次のいずれかを記載する。

測量：現場代理人、地質調査：主任技術者、土木関係建設コンサルタント業務又は建築関係建設コンサルタント業務：管理技術者、補償関係コンサルタント業務：主任担当者

- ・ ~~照査等に次のいずれかを記載する。~~

~~測量：精度管理（検測・精度管理表の作成）、地質調査：解析業務の照査、土木関係建設コンサルタント業務：設計業務の照査、補償関係コンサルタント業務：補償コンサル業務の照査】~~

- ・ ~~本業務に係る工事の完成までとする〇〇〇〇~~については、業種、業務内容に応じて適宜、文書を修正すること。

3. 業務コスト調査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務について、業務コスト構造の詳細な把握を目的として業務コスト調査を実施する旨を特記仕様書に記載する。

また、相当の理由なく期限内に別添の業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明したときは、地方整備局長及び事務所長は、これらの事実を業務成績評定に厳格に反映させる。

(特記仕様書への記載事項)

第〇条 業務コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は下記の事項に協力しなければならない。

- ① 受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、

調査票等については別途調査職員から指示するものとする。

- ② 受託者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。